

函館市監査公表第17号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年9月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 出村 ゆかり

函館市監査委員 道畑 克 雄

函 経 工  
令和 7（2025 年）年 9 月 1 7 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、  
次のとおり通知します。

部 局 名	経済部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・	その他（行政監査）	
監 査 等 実 施 期 間	令和 6 年 8 月 30 日～令和 7 年 3 月 25 日	提出日	令和 7 年 9 月 17 日
監 査 項 目 等	ソーシャルメディアを活用した情報発信について		
区 分	勧告事項・指摘事項・	意見	
ア 運用開始後、長期間投稿がされていないアカウントについて 函館市経済部企業立地担当（X）は、運用開始年度（令和 3 年度）に 2 件投稿したのみで新たな投稿がされておらず、また、函館市恵山支所産業建設課（YouTube）は、運用開始時（令和 4 年度）に 1 件投稿したのみで新たな投稿がされていないとともに、登録者数も 7 人という状況であった。 このように、ソーシャルメディアが十分に活用されていないのであれば、アカウントを廃止するとともに、今後、当該アカウントで発信しようとしていた情報発信が必要な場合は、市のホームページや函館市公式 LINE（LINE）等の認知度の高い他のアカウントを活用するなど、工夫をしながら別の方法で情報発信することを検討されたい。			
措置内容、対応・考え方			
ソーシャルメディアの活用につきましては、函館市経済部企業立地担当（X）のアカウントに関して十分に活用できていないと判断し、令和 7 年 8 月 2 7 日付で廃止いたしました。 また、今後、周知が必要な情報につきましては、市のホームページや函館市公式 LINE 等のアカウント、経済部企業立地担当が作成しているポータルサイト等を活用し、発信して参ります。			